

○公立大学法人大阪情報システム規程

令和 4 年 4 月 1 日

規程第 291 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における ICT 推進の基本方針に関する規程第 8 条に基づき、法人において教育・研究及び業務を円滑にするために設置される情報システムの企画、構築、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門及び部局)

第 2 条 この規程において、部門とは、公立大学法人大阪 ICT 推進の基本方針に関する規程第 2 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。また、部局は別に定める。

- 2 部局に、部局等情報システム管理責任者及び部局等情報システム管理推進者を置く。
- 3 部局等情報システム管理責任者は、当該部局のシステムに関する権限を有し、責任を負う。
- 4 部局等情報システム管理推進者は、部局等情報システム管理責任者を補佐し、当該部局のシステムを管理する。
- 5 部局等情報システム管理推進者は、当該部局で保有するシステム毎に情報システム担当者を定め、協力の上当該システムを運用する。

(情報システム)

第 3 条 この規程において、情報システムとは、公立大学法人大阪 ICT 推進の基本方針に関する規程第 2 条第 1 項第 1 号に定めるシステムをいう。

- 2 公立大学法人大阪 ICT 推進の基本方針に関する規程第 8 条第 3 号に基づき、法人が整備すべきシステムは、当該各号に定めるところによる。
 - (1) OMUNET
部門、部局を相互に接続し、また学外インターネットへの接続を行うことで通信サービスを提供するキャンパスネットワーク全体をいう。
 - (2) 情報基盤システム
全学利用システムの運用に必要となる処理をつかさどる、別表第 1－1 に示すシステムをいう。
 - (3) 全学利用システム
高い公共性を有することから大阪公立大学の情報基盤センター（以下「大学情報基盤センター」という。）が総括すべき、別表第 1－2 に示すシステムをいう。
- 3 情報システムの内、前号に該当しない部門及び部局が保有するシステムを、個別システムという。

(OMUNET)

第 4 条 OMUNET の通信は、大学情報基盤センターが所管する。

- 2 OMUNET を構成する設備の所管は、別表第2のとおりとし、基盤ネットワークの運用管理は大学情報基盤センターが、部局ネットワークの運用管理は、当該部門及び当該部局が行う。
- 3 部局ネットワークは、部局等情報システム管理推進者がその指針を定め、情報システム担当者がその指針に基づいて運用管理を行う。
- 4 OMUNET の仮想ネットワークは大学情報基盤センターが所管するが、使用用途に応じて当該仮想ネットワークの管理を委任することができる。
- 5 OMUNET に接続しない独立したネットワーク（以下「独立ネットワーク」という。）は、当該部門及び当該部局が所管する。
- 6 独立ネットワークの管理者は、当該部門のCIOにネットワークの構成、管理方法、利用規程等を報告しなければならない。

（情報基盤システム）

第5条 情報基盤システムは、大学情報基盤センターが所管する。

（全学利用システム）

第6条 全学利用システムは、次の各号のとおり企画、構築、運用を行わなければならない。

- (1) 全学利用システムの所管及び共管は、別表第1－2のとおりとする。
- (2) 全学利用システムを所管する部局は、当該部局の部局等情報システム管理責任者が責任者、部局等情報システム管理推進者が管理者、情報システム担当者が担当者として当該全学利用システムの構築及び運用を行い、利用方針並びに利用権限の付与について責任を持たなければならない。
- (3) 全学利用システムを共管する組織は、大学情報基盤センターの方針に従い、当該システムの構築、運用及び情報基盤システムとの円滑な連携を支援する。
- (4) 全学利用システムは、大学情報基盤センターが定める情報システム調達手順に従い企画、構築し、法人のシステムに関する規程等及び情報セキュリティに関する規程等を遵守し、運用を行わなければならない。
- (5) 全学利用システムの当該部局等情報システム管理推進者は、情報システムのアクセス制御、権限設定、ライセンス管理、セキュリティ対策等、適正な管理及び運用を図るため、業務実施手順書等の要領の作成等必要な措置を講じ、情報基盤センター長の承認を得なければならない。

（個別システム）

第7条 個別システムは、次の各号のとおり企画、構築、運用を行わなければならない。

- (1) 個別システムは、当該部門及び当該部局が所管する。
- (2) 個別システムは、大学情報基盤センターが定める情報システム調達手順に従い企画、構築し、法人のシステムに関する規程等及び情報セキュリティに関する規程等を遵守し、運用を行わなければならない。
- (3) 当該部局等情報システム管理推進者は、個別システムのアクセス制御、権限設定、

ライセンス管理、セキュリティ対策等、適正な管理及び運用を図るため、業務実施手順書等の要領の作成等必要な措置を講じなければならない。特に学外等に対し情報発信を行う目的で設置された個別システムを提供する場合は、第三者に不正に法人の情報資産が漏洩することがないように適正な措置を講じなければならない。

(OMUNET 及び情報基盤システムの利用者)

第 8 条 OMUNET 及び情報基盤システムの利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人の役員
 - (2) 法人の教職員
 - (3) 法人の学則に定める学生
 - (4) 大学情報基盤センター長が認めた者
- 2 前項に定める者の他、大学情報基盤センター長は OMUNET 及び情報基盤システムを一時的に利用する者及びシステム運用管理に必要な者に対し、利用を許可することができる。

(全学利用システム及び個別システムの利用者)

第 9 条 全学利用システム及び個別システムの利用者は、次に定める範囲で定めることとする。

- (1) 前条に定める利用者
 - (2) 部局等情報システム管理責任者は、学外等に対し情報発信を行う等の目的により設置された全学利用システム及び個別システムに関し、前項で定めた者以外との通信及びサービスを提供することができる。
- 2 前項第 2 号の利用者に関し、情報システムの適正な運用が脅かされると判断される場合は、大学情報基盤センター長は是正を求めることができる。この場合、部局等情報システム管理責任者は、正当な理由がない限り是正に従わなければならない。

(利用停止)

第 10 条 大学情報基盤センター長は、以下のいずれかに該当する利用者を確認した場合、該当する利用者に対して情報システムの一部又は全てに関し利用を停止（以下「利用停止措置」という。）することができる。

- (1) 利用者の違反行為が発覚した場合
 - (2) 利用者情報が不正に使用されている場合
 - (3) 情報システムの運用に重大な支障を生じさせている場合
 - (4) 前各号に関し、その恐れ及び可能性が高いと判断できる場合
- 2 大学情報基盤センター長は、利用停止措置を行った場合、必要に応じて各部門における情報システム委員会へ報告し、利用停止措置の期間等に関し意見を求める。
- 3 大学情報基盤センター長は、就業規則又は学則に基づく処分を受けた者に対して利用停止措置を行うことができる。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、情報システムに関し必要な事項は、大学情報基盤センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

○別表第 1－1（第 3 条関係）

情報基盤 システム	仮想化基盤システム
	全学認証システム
	利用者管理システム
	ホスト管理システム

○別表第 1－2（第 3 条関係、第 6 条関係）

全学利用システム	所管	共管
メールシステム	大学情報基盤センター	事務局企画部 情報戦略課
共用ファイルサーバ	大学情報基盤センター	
全学ポータルサイト	大学情報基盤センター	
事務端末システム	大学情報基盤センター	
情報処理教育システム	大学情報基盤センター	
人事給与システム	事務局総務部人事課	
出退勤管理システム	事務局総務部人事課	
財務会計システム	事務局総務部財務課	
発生源システム	事務局総務部財務課	
教務事務システム	事務局学務部教育推進課	
教育支援等システム	事務局学務部教育推進課	
図書館システム	事務局学術研究支援部学術情報課	
安否確認システム	事務局総務部安全衛生課	
全学CMS	事務局企画部広報課	

○別表第 2（第 4 条関係）

名称	OMUNETを構成する設備	所管
基盤 ネットワーク	(1) 大学情報基盤センターが設置する基盤部分のネットワーク、ネットワーク機器、関連サーバ (2) 前号から各建物を結ぶネットワーク配線、ネットワーク機器及び関連装置 (3) 大学情報基盤センターが設置する各キャンパスとサテライト等をつなぐ通信回線及びその接続装置 (4) 大学情報基盤センターが設置する学内と学外を接続する通信回線及びその接続装置 (5) 大学情報基盤センターが設置する無線アクセスポイント	大学 情報基盤 センター
部局 ネットワーク	基盤ネットワーク (2) に示すネットワーク機器に接続される各部門・部局内のネットワーク配線、ネットワーク機器及び各部局が設置するサーバ等の機器	各部門 各部局